

広報

さし

ほらびょうか!



2020
No.616

12

令和2年度

さいわい最高!



the most beautiful
villages in Japan

佐井村

1973

【11月21日(土) 佐井村保育所発表会】

～絆 助け合い 心一つに～

牛滝中学校学芸会 10月31日(土)



さいっ子 最高!

保育所発表会 11月21日(土)



ゆびにんじゃ・ピカピカブー (0~2歳児)



北海盆唄 他 (3・4歳児)



ひらひらまいおうぎ (5歳児)



龍門炭治郎のうた (5歳児)



ズッコケ男道 (4・5歳児)



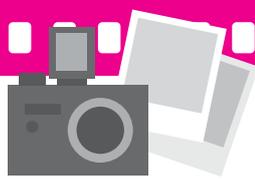
Make you happy (4歳児)



マスカット (3歳児)



合唱: 小さな世界 (3~5歳児)



いこいの場ぽぼらす ハロウィーン会

10月29日(木)、いこいの場ぽぼらすで「ハロウィーン会」が行われました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、長期間活動を休止していましたが、今回のハロウィーン会は、こまめに換気をするなど感染症対策に十分配慮して行われました。

参加者は小さなかぼちゃにシールで目・鼻・口を取り付けたジャック・オ・ランタンを作ったり、さまざまなゲームをして楽しみました。



佐井小学校 アピオス収穫体験

11月13日(金)、佐井小学校5年生が原田地区のアピオス畑で収穫体験を行いました。

子どもたちはスコップや手で土を掘り起こしたり、根っこを引っ張ったりと、講師の園山さんの話を参考にしながらカゴいっぱいになるほどたくさんのアピオスを収穫しました。

次回は来年の2月頃にアピオスの寒ざらしを体験し、いよいよ1年かけて育ててきたアピオスの試食を行う予定です。



「漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定」の締結式が行われました

11月18日(水)、一般社団法人水産土木建設技術センターと災害復旧支援に関する協定を締結しました。

この協定は、波浪や地震、津波その他の異常な天然現象による災害時に、漁港や漁場、海岸などの水産関係土木施設について迅速な復旧を図ることを目的とした協定です。



役場職員を対象とした「接遇マナー研修」の開催

11月17日(火)および18日(水)の2日間、役場全体のマナー向上のため、あおもり創生パートナーズ(株)佐々木講師による接遇マナー研修を行いました。

約40名の職員が基本的なマナーであるあいさつや身だしなみ、電話の応対から、近年多様化する接遇の事例など、実践をとおして学びました。



新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止に関する情報について

村内イベント情報

※11月25日現在

【中止】

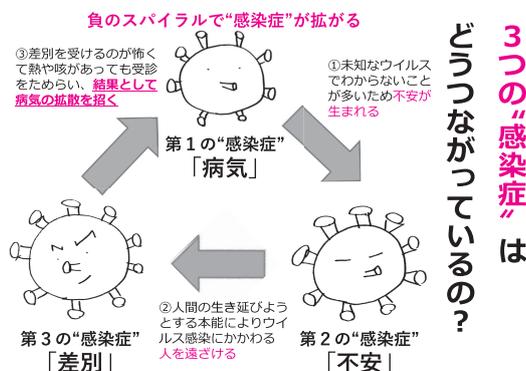
日時	イベント名	備考
12月	アルサス クリスマスイルミネーション 点灯式	イルミネーションの点灯は実施 ※期間：12月15日～1月5日（予定）
1月7日	出初式	

新型コロナウイルス感染症の3つの顔を知ろう ～負のスパイラルを断ち切るために～

新型コロナウイルス感染症が怖いのは、「3つの感染症」という顔があることです。知らず知らずのうちに、私たちも影響を受けていることをみなさんは知っていますか？

- 第1の感染症は、病気そのものです。
- 第2の感染症は、不安と恐れです。
- 第3の感染症は、嫌悪・偏見・差別です。

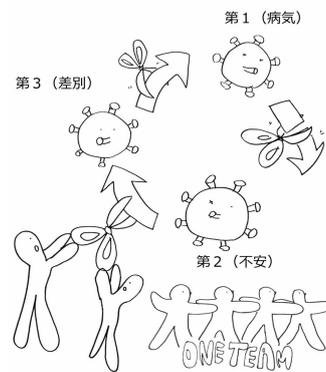
この感染症の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別がさらなる病気の拡散につながることです。



- 第1の感染症をふせぐには、一人ひとりが衛生行動を徹底しましょう。
- 第2の感染症にふりまわされないためには、**気づく力・聴く力・自分を支える力**を高めましょう。
- 第3の感染症をふせぐためには、この事態に対応しているすべての方々を**ねぎらい、敬意**を払いましょう。

それぞれの立場でできることを行い、みんなが一つになって負のスパイラルを断ち切りましょう。

出典：新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう～負のスパイラルを断ち切るために～（日本赤十字社）



創業71年の信頼と実績

告知/見守端末・観光WiFi・各種ネットワーク関連など
ICTの価値あるソリューションをワンストップでご提供



扶桑電通株式会社 青森営業所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 (AQUA青森スクエアビル2F)

Tel 017-775-2031 Fax 017-774-4720

URL: <http://www.fusodentsu.co.jp> ※ ICTコンビニサービス 🔍 検索

【令和2年度上半期】



□ 令和2年度特別会計予算の執行状況（令和元年度からの繰越を含む。）

会計名	予算現額	収入済額	執行率 (%)
		支出済額	
簡易水道事業	2億1,023万3千円	8,514万6千円	40.5%
		9,344万4千円	44.4%
下水道事業	1億8,155万2千円	433万1千円	2.4%
		6,400万6千円	35.3%
国民健康保険	3億7,027万6千円	1億3,442万1千円	36.3%
		1億3,041万円	35.2%
介護保険	3億8,625万8千円	1億4,614万4千円	37.8%
		1億3,945万3千円	36.1%
後期高齢者医療	3,268万5千円	811万4千円	24.8%
		609万2千円	18.6%
合計	11億8,100万4千円	3億7,815万6千円	32.0%
		4億3,340万5千円	36.7%

0.0% 50.0% 100.0%

■ 村有財産と村債の状況（令和2年9月30日現在）

□ 村有財産の状況

区分	現在高
土地	690,359㎡
山林	150,750㎡
建物	38,103㎡
出資による権利	3,875万円
有価証券	1億3,276万9千円
債権	0千円
基金	22億8,868万1千円
財政調整基金	7億1,546万2千円
村債管理基金	3億5,881万8千円
水産振興基金	7億3,967万円
その他	4億7,473万1千円

□ 村債の残高

区分	残高
一般会計	11億9,045万9千円
簡易水道事業	1億5,833万3千円
下水道事業	7億4,069万5千円
合計	20億8,948万7千円
一時借入金	0千円



佐井村の財政状況

令和2年度予算上半期の執行状況

佐井村の家計簿ともいえる「佐井村の財政状況」は、住民のみなさんに財政の状況を広く知っていただくため、佐井村財政事情書の作成および公表に関する条例により公表するものです。

今回は令和2年度予算上半期（4月1日から9月30日）までの執行状況や、その他の財産などに関する事項についてお知らせします。

令和2年度一般会計予算の執行状況（令和元年度からの繰越を含む。）

科 目		予算現額	収入済額	執 行 率 (%)
入	村 税	1億6,208万2千円	9,441万1千円	58.2%
	地方交付税	13億9,244万5千円	9億5,234万5千円	68.4%
	国庫支出金	5億7,180万9千円	2億4,983万5千円	43.7%
	県支出金	3億263万5千円	529万9千円	1.8%
	繰入金	2億455万4千円	0千円	0.0%
	諸収入	1億9,145万5千円	1,093万7千円	5.7%
	村債	5億8,590万円	0千円	0.0%
	その他	1億1,187万円	6,436万1千円	57.5%
	合 計	35億2,275万円	13億7,718万8千円	39.1%

0.0% 50.0% 100.0%

科 目		予算現額	支出済額	執 行 率 (%)
出	総務費	10億6,924万2千円	3億3,771万5千円	31.6%
	民生費	6億2万4千円	3億6,048万8千円	60.1%
	衛生費	4億2,875万9千円	1億673万2千円	24.9%
	農林水産業費	1億3,131万3千円	2,807万1千円	21.4%
	商工費	1億5,952万円	3,965万5千円	24.9%
	土木費	2億1,537万5千円	7,720万9千円	35.8%
	消防費	2億5,340万9千円	1億1,597万7千円	45.8%
	教育費	2億7,368万5千円	8,918万7千円	32.6%
	公債費	1億6,179万1千円	8,206万5千円	50.7%
	その他	2億2,963万2千円	5,137万3千円	22.4%
	合 計	35億2,275万円	12億8,847万2千円	36.6%

0.0% 50.0% 100.0%



第46回佐井村子ども会地域安全球技大会

10月25日(日)、佐井小学校で、恒例の子ども会球技大会が開催されました。

悪天候のため、予定していた1種目を取りやめましたが、集まった子ども・育成者約50人が競技を通じて交流を深めました。

【ドッジボールの部】

第1位 日の出、はやぶさ、仲よし、
あすなる連合チーム

第2位 育成会チーム

第3位 青空、磯谷、はまなす連合チーム

第4位 はまなす子ども会

【ドッジビーの部】

第1位 日の出・あすなる 子ども会

第2位 青空 子ども会

第3位 仲よし・はやぶさ 子ども会



【一斉ジャンプの部】

第1位 はまなす 子ども会 (B)

第2位 青空 子ども会

第3位 あすなる 子ども会

佐井小学校 修学旅行

11月12日(木)～13日(金)、佐井小学校6年生が修学旅行で岩手県内を訪れました。

2日間天候に恵まれ、見学先での活動や買い物、友達と過ごすホテルなど、15名全員が心から楽しみ、最高の思い出ができました。

えさし藤原の里 (奥州市)



気分は平安貴族

中尊寺 (平泉町)



金色堂を見学

小岩井農場 (雫石町)



ポニーのえさやり体験



牛車の前にて



お土産を買いました



アーチェリー体験

イベント情報!! 親子で触れ合うお楽しみ会

参加費無料

○日時 12月20日(日) 午前10時～正午

○場所 津軽海峡文化館「アルサス」しおさいホール

○内容 佐井村保育所・佐井小・佐井中・牛滝中の児童生徒と保護者などを対象に「クリスマス会」を開催します。(村外の方など、入場を制限する場合があります。ご了承ください)

【お問合せ】 社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業 (地域課題の解決)

佐井村実行委員会事務局 (佐井村教育委員会) 担当: 加藤 ☎ 38-4506



10月
 駐在日誌
 管内事件・事故発生状況

【事件】1件（無車検・無保険運行）
 【事故】なし

事件・事故には遭わないよう、
 起こさないよう、みんなまで
 気をつけましょう。

「送り付け商法」に注意してください

みなさんは「送り付け商法」という詐欺をご存じですか？
「身に覚えのない商品が送られてきて、高額な代金を請求される」
 というのが「送り付け商法詐欺」です。
 身に覚えのない商品が届いたときは、

- ①受け取らない ②払わない ③使わない

で詐欺被害の防止をお願いします。

①受け取らない

- ・注文をしていない商品が一方向的に送られてきた場合、売買契約は成立しません。
- ・注文したかどうか自信がない場合は、宅配物をいったん預かってもらう「受取保留」を利用してください。
- ・一度受取りのサインをしてしまうと「受取保留」はできなくなるので注意が必要です。
- ・受取ったあとで注文していない商品だとわかった場合、売買契約は成立していないため、商品の中に請求書が入っていたとしても支払う必要はありません。
- ・送り主の連絡先や電話番号をメモしておき、警察や消費生活センターに相談してください。

②払わない

- ・宅配物を受取らないと同時に、お金を支払わないことも大事です。
- ・業者から支払いの請求をされた場合でも、はっきりと支払わないことを意思表示してください。

③使わない

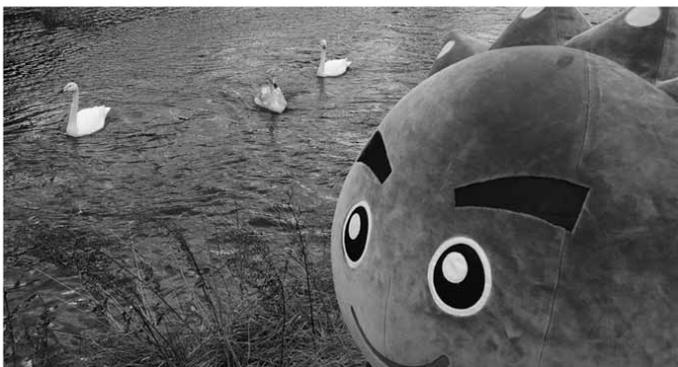
- ・勝手に送られてきた商品は、送られてきてから14日間のうちに商品を使用したり開封しなかった場合、返送義務がなくなります。
- ・商品を開封して使用してしまうと、商品の購入意思があったものとみなされ、支払い義務が発生することがあります。
- ・不審な商品を受取ったときは、商品を開けたり使用したりせず、最低でも14日間は手をつけないようにしてください。

駐在メモ

みなさん、車検の有効期限は切れていませんか？ いま一度、自分の車やバイクの車検を確認してみてください。
 車検がない場合、自賠責保険にも加入していない可能性があります。
 保険に加入していない状態の車両を運転して交通事故を起こしてしまうと、人や物に対する保障や負担が大きくなります。
 相手への保障はもちろんですが、自分のためにも車検を取って保険にも加入するようにしてください。



うんたん 雲丹の活動日記



初雪も降り、季節がだんだんと冬に移り変わってきた11月のある日、雲丹（うんたん）は村内をお散歩していました。

ふと川に目をやると、今年も白鳥が佐井村に遊びに来っていたので、佐井村をPRするゆるキャラとして、白鳥にごあいさつする雲丹（うんたん）なのでした。





足を組むことについて

みなさま、お元気ですか。本格的に寒くなり、寒さに弱いしろくまさんは厳しい生活を強いられています。

さて、今回は「足を組むこと」について説明します。あなたは椅子に座ったとき、足を組む癖がありますか？しろくまさんは足の長さが短いので、どんなに頑張ってもできません。うらやましいと思う反面、「足を組むこと」で悪いことも起こるので「別に無理してしなくてもいいかなあ」と思う今日この頃です。

足を組むと何が起きるのでしょうか？特に症状がなければいいのですが、“腰痛”の原因になり得ます。足を組むと、組んでいる側のお尻が椅子から離れます。それに伴って骨盤も椅子から離れてしまい、体が組んでいない方へ倒れそうに傾きます。倒れないようにバランスを保つため、背骨を曲げようとして片方の背中や腰回りの筋肉を酷使します。そのため、ただ座っていれば筋肉は左右対象になっているのですが、「足を組むこと」で左右非対称に筋肉を使ってしまい、長時間足を組んで座ってい



ると片方の筋肉にだけずっと負担がかかります。そして、最終的に負担がかかりすぎた筋肉が痛んでしまい、腰痛を引き起こします。

足を組むのを意識的に左右均等に組み分けることができれば問題ないかもしれませんが、人によっては片方で組むことが多い場合や、片方でしか組むことができない人がいると思います。足を組むためには足の付け根が柔軟に動かなければなりません。柔軟な動きを阻んでいるのは硬い筋肉であったり、股関節の変形があったりするのかもしれないかもしれません。腰回りの筋肉の硬さのチェックや、股関節の変形がないかなどの診察はできるので、なかなかできない場合は一度、医師にご相談ください。

寒い季節になりましたが、風が強かったり、路面が凍っていたりして転んでしまう可能性があります。どうぞみなさん、転ばないように気をつけてお過ごしください。



大間病院の年末年始休診日のお知らせ

12月	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)
	診療	休診	休診	休診
1月	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)
	休診	休診	休診	診療

※12月29日(火)から1月3日(日)まで、年末年始のため休診とします。

なお、救急患者については随時受付します。

【お問合せ】 国民健康保険 大間病院 ☎ 37-2105



保健師だより

冬のコロナ対策で 新型コロナとインフルエンザを予防しましょう！

冬はいろいろな感染症が流行しやすい季節です。

特に冬に流行するインフルエンザは、症状だけでは新型コロナウイルスとの判別が難しくなります。しかし、みなさんが「新型コロナウイルス対策」を行うことで、他のウイルスも流行しにくくなります。予防可能な病気については、あらかじめ予防接種を受けることも大切です。

■一人ひとりができる感染対策を徹底しましょう

寒くなると、換気や冷たい水での手洗いはおっくうになってしまいますが、新型コロナウイルス以外の感染症を予防するためにも、一人ひとりができる感染対策を徹底しましょう。



■加湿と換気が大事です

湿度40～60%が効果的です。暖房を利用すると空気が乾燥しやすくなります。部屋が乾燥すると、水分が蒸発した軽い飛沫が霧状に広がります。加湿器などを利用し、空気中を漂うウイルスを減らすことが大切です。同時に机などに落ちる飛沫が増えるため、アルコールなどによる拭き掃除や手指消毒をしっかりと行いましょう。また、空気中を漂うウイルスを薄めるために、定期的な換気も必要です。

■発熱の症状があるときは

もし、みなさんやご家族に発熱などの症状が生じた場合には、まずは身近な医療機関や帰国者・接触者相談センター（むつ保健所）に電話し、「どこの医療機関を受診すればよいか」「どのタイミングで受診すればよいか」の指示を受けましょう。

年末年始の過ごし方

今年も残すところわずかとなりました。今年できなかったことや、やり残したことなどはありませんか。年末年始は、クリスマス、お正月など一年の中でも食べたり飲んだりする機会がどうしても多くなってしまいます。何かと忙しい時期ではありますが、体調を崩さず元気に過ごしましょう。

年末年始を健康的に過ごすためのポイント

- ☆毎日体重を量る
- ☆適量のお酒と休肝日
- ☆こまめに動いて消費量アップ
- ☆食事の量とバランス、夜遅くに食べない
- ☆生活リズム（就寝時間・起床時間）を通常どおりにする



知らないうちに、拡めちゃうから。



STOP!
感染拡大
— COVID-19 —



外出控え



密集回避



密接回避



密室回避



換気



咳エチケット



手洗い

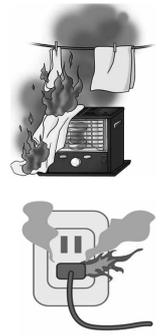


年末年始特別警戒実施します

今年も残すところわずかとなりました。佐井消防分署では期間中、年末年始特別警戒パトロールを実施します。これからの季節は、より一層空気が乾燥し寒さも厳しく火気を使用する機会も多くなります。また、年末年始はいつにも増して飲酒の機会が増え、火気を取り扱う上での不注意や不始末による火災が多く発生しています。無事に新年を迎えられるよう、いつも以上に火の取り扱いには注意しましょう。また、次のチェック表を参考にしてみてくださいはいかがでしょうか。

【火の用心チェック表】

- ストープの近くに燃えやすいものを置かない、干さない
 - ストープの燃料タンクに給油する際は漏れないようにし、漏れたらしっかりと拭き取る
 - 火を使用し調理する時はその場から離れない、離れる時は必ず火を消す
 - 出かける時、就寝前には必ず火の元を確認する
 - コンセントプラグの掃除をする。(※トラッキング現象防止)
 - ゴミは指定日に出すようにして、家の周りに燃えやすいものを置かない(放火防止)
- ※トラッキング現象とは、コンセントとプラグの隙間にホコリがたまり、そのホコリが湿気を帯びることによってプラグが火花を散らしながら放電する現象です。



今年度に入り、これらの内容について何度も「広報さい」に掲載していますが、火災は一人ひとりの心がけで未然に防ぐことができます。火災から尊い命、大切な財産を守るためにも、常日頃から火災予防に対する意識を高め、火災の発生を未然に防ぎましょう。

みなさんの家の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

古くなった住宅用火災警報器(以下、住警器とする。)は電子部品の老朽化や電池切れが原因により、作動しなくなることがあります。設置する場所は基本的に「寝室」となっていますが、一階のほかに二階の部屋も寝室として使用するご家庭には「二階の寝室」と「階段(踊り場)」に設置しなければなりません。

青森県内において火災が多く発生していますが、その際に設置していた住警器が作動し住民が避難して命が助かった例があります。日頃のお手入れはもちろんですが、年末年始を迎えるにあたり大掃除を実施する際には、再度確認・点検を忘れずをお願いします。

住宅用火災警報器を設置しましょう!



冬期は救急出場件数が増加します

冬期に救急要請が増加する原因としては、インフルエンザの流行や、積雪・路面凍結による転倒などが考えられます。そのほかにこの時期特有の事故として、忘年会や新年会などの飲み会における急性アルコール中毒や、子どもや高齢者が餅を喉につまらせたことによる窒息事故などがあります。これらの症状や事故などは、みなさん一人ひとりの心がけで未然に防ぐことができます。いつも以上に注意しましょう。



消防からのお願い

佐井村内の道路は降雪・積雪により大変狭くなります。また、コロナ禍ではありますが、年末年始は車で帰省される人が増えることも予想されます。そのことから、路上駐車が増えると緊急車両走行の妨げになりますので、みなさんのご理解ご協力をお願いします。





国民年金保険料のご案内を、民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除などの申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

《令和2年10月から》

ご案内させていただく民間事業者（むつ年金事務所）

アイヴィジット・東洋紙業共同企業体

お問合せ先	0570-783-284	（電話があった方）
	0570-021-781	（郵便物が届いた方）
	0570-200-855	（訪問員が伺った方）

※IP電話をご使用の場合は、上記にかかわらず、03-3941-3162までお問合せください。

その他の地域を担当する民間事業者については、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事務所でご確認ください。

振り込め詐欺などにご注意！

- ❶ 民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いをしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。
- ❷ 平成29年10月以降、民間事業者の訪問員による収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはありません。

国民年金保険料免除申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている役場国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けてあります。

令和2年度の免除申請などの受付は、令和2年7月1日(水)から開始されており、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができますようになりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、役場国民年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：宮澤

村県民税（第4期）、固定資産税（第4期）、国民健康保険税（第6期）の納期は、

12月25日(金)です。

介護保険料（第4期）の納期は、

12月28日(月)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
 また、新型コロナウイルス感染症の影響による相談も受け付けています。
 お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。

令和3年度保育所入所児童募集

佐井村保育所では、令和3年度の保育所入所児童を募集します。

保育所は、保護者の就労や病気などのため、家庭内において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育を行う施設です。

入所は、保護者のいずれもが次のいずれかに該当し、子どものための教育・保育給付に係る認定を受けている方が申し込みすることができます。

- ① 保護者が就労している。(1か月あたり48時間以上の就労)
- ② 母親が妊娠中あるいは出産後間がないこと。(産前：3か月 産後：3か月)
- ③ 保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがあること。
- ④ 保護者が親族の介護・看護をしていること。
- ⑤ 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 保護者が求職活動をしていること。
- ⑦ 保護者が就学していること。

※なお、0歳児(6か月児以上)保育の場合は、定員を3名としています。

■受付期間

令和2年12月1日(火)から令和3年1月15日(金)まで

■受付場所 役場 福祉健康課

「佐井村施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼保育所利用申込書)」は、役場福祉健康課および佐井村保育所に用意してあります。

なお、現在入所中の方で、昨年度、小学校就学始期に達するまでの入所を希望されている方については、12月初旬に役場から郵送しますので必ず期間内に提出してください。

【お問合せ】福祉健康課 介護・福祉係 担当：和田

年末年始のごみ収集のお知らせ

年末年始のごみ収集を次のとおり行いますので、住民のみなさんのご協力をお願いします。

月	日	ごみの収集
12月	30日(水)まで	通常どおり収集します
	31日(木)から	休 み
1月	1日(金)	
	2日(土)	
	3日(日)まで	
	4日(月)から	通常どおり収集します

※ごみを出すときは、次のことに注意しましょう！

■可燃ごみ・不燃ごみは分別し、**村指定ごみ袋に入れて**出してください。

■資源ごみ(カン・ビン・ペットボトル)はそれぞれ分別し、**3種類の収集コンテナ**(水色・オレンジ色・緑色)を使用して出してください。

また、新聞紙や雑誌など紙類の資源ごみはそれぞれに分別し、**結束して**出してください。

■収集日程上、一部地域によってはごみの収集に間隔があきますので、腐りやすいものはきちんと密閉するなどしておきましょう。

【お問合せ】住民生活課 住民係 担当：竹内

斎場のご利用について

死亡届が役場窓口へ提出された際、届出人の方へ火葬の希望日時を確認し、斎場使用許可書を発行しています。

火葬は、死亡時刻から24時間経過後可能となり、火葬の所要時間は約2時間です。

斎場使用料、火葬の受付時間などは次のとおりです。

【斎場使用料】 住民10,000円 住民以外15,000円 生活保護受給者 無料

【火葬受付日時】 死亡届が提出された翌日以降
午前9時から午後2時まで

【斎場休場日】 1月1日、8月13日

※原則として、役場へ死亡届を提出された当日の火葬はできません。

ご遺体の腐敗が進んでいるなどのやむを得ない事情がある場合は、役場窓口でご相談ください。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：竹内、村川

年末のし尿汲み取りのお知らせ

年末のし尿汲み取りは、時節柄大変混雑しますので、住民のみなさんのご協力をお願いします。

■年内のし尿汲み取りは、**12月21日(月)までに下記業者へ申し込みした分**とします。

■申し込み順に、順次汲み取りしますので、日時指定はご遠慮ください。

■便槽周囲の除雪・清掃にご協力ください。

記

有限会社 佐井清掃 ☎38-2011

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：竹内

汲み取り式および水洗トイレ使用についてのお願い

最近、便槽および浄化槽の中に「紙おむつ、生理用品、タオル、ビニール製品、そのほか水に解けない物など」の異物が混入していることが見受けられます。

し尿やトイレ用ペーパー以外の物が混入していると、し尿処理施設の機器類に故障が発生し最悪の場合、ご家庭や職場施設からの汲み取り便槽および浄化槽からのし尿などの受入ができなくなる事態が生じます。

紙おむつなど水に溶けない物はトイレの中には入れずに、ごみの分別ルールに従い適切に処理をしてください。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ】 下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課 ☎33-8852

特設人権相談所開設のお知らせ

12月4日から10日までの期間は「第72回人権週間」です。村では次のとおり「特設人権相談所」を開設します。

人権擁護委員が、みなさんの悩みや人権の相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

- ・遺産相続、遺言、土地境界のトラブル ・土地建設の登記に関すること
- ・家庭内でのいざこざ ・職場でのセクハラ ・学校でのいじめ
- ・サラ金問題 ・借地、借家に関する問題など(相談は無料で相談者の秘密は厳守します。)

■日 時：令和2年12月4日(金) 午前10時から午後3時まで

■場 所：津軽海峡文化館「アルサス」2階会議室

■人権擁護委員：佐々木寛昭、丹藤博文、品田好子

「ハンセン病を正しく知るためのパネル展」のお知らせ

青森地方法務局および青森人権擁護委員協議会では、同週間に併せて、「ハンセン病を正しく知るためのパネル展」を次のとおり実施します。

ぜひ、この機会にお立ち寄りいただき、ハンセン病について考えてみませんか。

■期間：令和2年12月4日(金)から10日(木)※土日を除く

午前10時から午後3時まで

■場所：青森市長島一丁目3-5

青森市第2合同庁舎1階共用会議室

令和2年度人権啓発活動重点目標

「誰か」のこと じゃない。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：竹内

佐井村敬老記念商品券について

これまで長年にわたり社会に貢献された高齢者の長寿をお祝いするために、敬老会を開催していましたが、本年度の「佐井村敬老会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と高齢者の健康と安全を守るため、開催を中止にしました。

なお、本年度は、ご長寿のお祝いと地域経済の支援を目的とした「佐井村敬老記念商品券」を対象者に郵送でお贈りします。

■記念品：佐井村敬老記念商品券（2,000円分）

※村内佐井村敬老記念商品券登録加盟店で利用できます。

■対象者：75歳以上の方（昭和21年3月31日以前生まれの方）

※基準日10月1日

■配布方法：郵送（簡易書留）

※11月30日発送予定

【お問合せ】 福祉健康課 介護・福祉係 担当：奥本

県税の納税証明書の交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込みなどのため、県税（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税または地方法人特別税、個人事業税など）の納税額または未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類などをご準備の上、県税部窓口へ交付申請してください。

■本人申請の場合

- (1) 申請書（県税部窓口へ備付。県のホームページからもダウンロードできます。）
- (2) 納税義務者の印鑑（法人の場合は代表者印）
- (3) 本人確認ができる公的書類（運転免許証など顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）
- (4) 手数料 1通につき400円分の県証紙

■代理人申請の場合

前記(1)、(4)のほか、

- (5) 納税義務者の自署押印による委任状
（委任について、ご本人に確認させていただく場合がありますので、電話番号を記入ください。）
- (6) 代理人の印鑑
- (7) 代理人の本人確認ができる公的書類（運転免許証など顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）

納税証明書は、納税者のみなさんの大切な情報を証明するものですので、窓口での確認を厳格に行っております。ご理解をお願いします。

※郵送による交付申請もできますので、詳しくは県税部までお問合せください。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎22-8581（内線203）

「令和2年度赤十字会員増強・活動資金増収運動」へのご協力ありがとうございました

日赤佐井村分区では、例年4月を「赤十字会員増強・活動資金増収運動」の強調月間として、赤十字活動資金の募金活動などを実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から期間を延期し、今年度は10月を強調月間として実施しました。

当分区ではこのたび集計を終え、**547,100円**の活動資金を、日赤青森県支部へ送金することができました。住民のみなさんの温かいご支援に心から感謝します。

また、両佐井地区においては、今年度から各町内会のご協力をいただき募金活動を行ったところ、多くの住民の方が新規で加入してくださり、当分区としての目標額を達成することができました。

赤十字が行う多岐にわたる活動は、みなさんから寄せられた赤十字活動資金を財源としていることをご理解いただき、今後ともみなさんのご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



【お問合せ】 日本赤十字社青森県支部組織振興課

☎017-722-2011

日本赤十字社青森県支部佐井村分区事務局
住民生活課 住民係 担当：宮澤

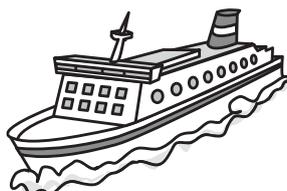
■ 函館～大間航路 年末年始の運航スケジュールについて

津軽海峡フェリー株式会社では、年末年始期間中（令和2年12月31日から令和3年1月3日まで）、一部の便を運休および運航ダイヤの変更をします。

以下の運航スケジュールをご参照のうえ、ご利用ください。

【函館～大間航路 運航スケジュール】

○…運航日 ×…運休日

	日 付			12/31	1/1	1/2	1/3	以降、通常のダイヤでの運航
	便	出発	到着	木	金	土	日	
函館発	6	9:30	11:00	×	×	×	×	
	10	16:30	18:00	○	○	○	○	
大間発	5※①	8:10	9:40	○	○	○	○	
	9	14:10	15:40	×	×	×	×	

※①ダイヤ変更便（通行ダイヤは大間07:00発 → 函館08:30着）

【お問合せ】 津軽海峡フェリー株式会社 大間フェリーターミナル

☎ 37-3111

■ 働き方改革に伴う戸別訪問説明募集のお知らせ

むつ労働基準監督署では、働き方改革の一環として昨年4月1日からの労働基準法などの改定について広く周知を図るべく、個別にみなさんの事業場を訪問して改正法の制度説明を行う取り組みを実施しています。この戸別訪問による説明は、法違反の指摘などを目的としたものではありませんので、年次有給休暇の年5日取得義務化、残業時間の上限規制など、法改正についてお知りになりたいという事業主のみなさんのご連絡をお待ちしています。

【お問合せ】 むつ労働基準監督署 監督安衛課 ☎ 22-3136

■ 冬の交通安全県民運動のお知らせ

この時期は、夕暮れ時・夜間における歩行者の事故や、飲酒運転による重大事故の発生が懸念されるほか、積雪・凍結路面でのスリップ事故が多発しています。

交通ルールの遵守と交通マナーの実践について再確認し、県民総ぐるみで交通事故の防止に努めましょう。

■ 運動の期間

令和2年12月11日（金）から12月20日（日）までの10日間

■ 運動の重点

1. 子供を始めとする歩行者の安全の確保
2. 高齢運転者等の交通事故防止
3. 飲酒運転等の危険運転の防止
4. 冬道の安全運転の推進
5. 踏切事故の防止



海上自衛隊大湊地方総監部からのお知らせ

海上自衛隊大湊地方総監部では、基地周辺にお住まいのみなさんから自衛隊に対するご意見・ご要望をいただくために次のとおりモニターを募集します。

■募集人員・任期

- (1) 募集人員：6名
- (2) 任期：2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）

■活動内容

- (1) 護衛艦見学、基地見学、大湊地方隊の各種行事への参加など
- (2) アンケートへの回答およびモニター会議への出席

■モニター資格（応募資格）

- (1) 大湊基地周辺に在住する満20歳から65歳までの方
- (2) 防衛問題、自衛隊について関心があり、協力意思をお持ちの方

■応募要領

氏名、生年月日、性別、職業、住所、電話番号をご記入のうえ、官製はがき・FAXまたはメールでご応募ください。

■応募締切

令和2年12月14日(月)

■その他

詳しくは、大湊地方総監部総務課広報係までお問合せください。

【お問合せ】 海上自衛隊大湊地方総監部総務課広報係
電話：24-1111
FAX：24-1640
メール：orh-kouhou@inet.msdf.mod.go.jp

むつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画策定に係るパブリックコメントの実施について

むつ総合病院では、老朽化した入院病棟の建替えを目的に、令和元年度より「むつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画」の策定に向けて作業を進めていますが、パブリックコメントを実施し、地域のみなさんのご意見をうかがい、参考とさせていただく予定です。

■意見募集期間

12月9日(水)から12月28日(月)まで

■閲覧場所

むつ総合病院、大間病院、むつリハビリテーション病院、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所、東通診療所、風間浦診療所、佐井歯科診療所、むつ市役所（各庁舎）および下北郡内町村役場 など

※むつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画（案）は、むつ総合病院ホームページから、ダウンロードできます。なお、ホームページへの掲載は12月初旬頃を予定しています。

■意見を提出できる方

むつ市および下北郡内に在住の方
下北医療センターの病院および診療所をご利用の方 など

■提出方法

指定様式により、むつ総合病院病院施設整備室へ電子メール、FAX、郵送もしくはご持参ください。

※詳しくはむつ総合病院ホームページに掲載します。

【お問合せ・応募先】 むつ総合病院事務局病院施設整備室 ☎22-2111
〒035-8601 むつ市小川町1丁目2番8号
ホームページ：<http://www.hospital-mutsu.or.jp>

下北ジオ検定2021を開催します

下北ジオ検定は下北のことを深く知り、学び、楽しむための検定です。成績上位5名の方には、下北ジオパーク認定商品詰め合わせをプレゼントします。受験料は無料ですので興味がある方は、ぜひ挑戦してください。申込み方法などは以下のとおりです。



- **申込期限**：令和2年12月25日(金) 午後5時まで ※先着50名
- **申込方法**：受験申込書に必要事項を記入し、郵送またはメールでお申込みください。受験申込書は、下北ジオパークのホームページからダウンロードできます。
[郵 送] 〒035-8686 むつ市中央1-8-1 下北ジオパーク推進協議会事務局宛
[メール] geopark@city.mutsu.lg.jp
- **開催日時**：令和3年2月13日(土) 午後2時
- **開催場所**：むつ来さまい館 イベントホールB
- **対象者**：青森県内在住の下北ジオパークに興味・関心のある方
※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、対象を限定しています。

【お問合せ・申込み先】

総合戦略課 企画政策係 担当：館脇
下北ジオパーク推進協議会事務局（むつ市ジオパーク推進課内）
電 話：0175-22-1111（内線2814）
ホームページ：http://www.shimokita-geopark.com/



こちらのQRコードからウェブ申込もできます。

満1歳おめでとう!!



長島 蒼真くん
(太平洋さん・未来さん 大佐井)





満1歳おめでとう!!



東出 琉音くん
(亨さん・夏紀さん 川目)





みんなで続けていこう！
交通死亡事故ゼロ 次の目標は3,000日

記録 2,947日
(12/1 現在)

**12月の早め点灯時刻は
午後3時です**

佐井村の人口 10月31日現在

男	964(±0)	計	1,923(-2)
女	959(-2)	世帯数	942(+1)
()内は前月比			

戸籍の窓口

◎おくやみ申し上げます

工藤 君男さん (正憲さん) 古佐井
紀伊 義久さん (紀子さん) 大佐井

個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、担当に申し出てください。



11月15日現在